

令和 2 年

西条市議会第 3 回 6 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 5 7 号 西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に
関する条例について 1

議案第 57 号

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例について

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 24 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、あらかじめ市長が、市長の職務を代理する第1順位の副市長として定めた副市長(以下「第1順位副市長」という。)及び教育長の受ける給料の月額についての特例を定めるものとする。

(給料の額)

第2条 市長の給料の月額は、令和2年7月分及び同年8月分に限り、西条市特別職職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第39号)第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

2 第1順位副市長及び教育長の給料の月額は、令和2年7月分に限り、西条市特別職職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日において市長、第1順位副市長又は教育長として在職している者について適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。

提案理由

債権者への支払い遅延及び公文書の不適正な取扱いにより、行政に対する信用を失墜させたことに対し、職員の公務員としての使命及び規律の厳正な保持に対する自覚を喚起するとともに、組織の長としての責任を明確にするため、市長、市長の職務を代理する第1順位の副市長及び教育長の給料を減じることを目的とし、所要の条例を制定しようとするものである。